

# 平成30年度事業計画書

社会福祉法人 桔梗会

## 【社会福祉事業】

特別養護老人ホームききょうの里  
特別養護老人ホームききょうの里ユニット型  
ききょうの里短期入所生活介護事業所  
ききょうデイサービスセンター  
ききょうの里居宅介護支援事業所  
沼田市在宅介護支援センターききょう  
ききょうデイサービスセンター岡谷  
ききょうヘルパーステーション  
ききょうの里福祉有償運送事業

## 1. 基本方針

平成30年度の介護報酬改定では、地域包括ケアシステムの推進や自立支援・重度化防止、多様な人材確保と生産性の向上などが盛り込まれた。例えば地域包括ケアシステムの推進では、中重度の要介護者を含め、どこに住んでいても本人の希望する場所で医療や介護と看取り等が関係者間の円滑な情報共有の下で受けられるよう強化、医療と介護の複合ニーズに対応する介護医療院の創設、地域共生社会の実現に向けた取組として障害福祉指定を受けた事業所については訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定基準の特例を設けるなどの改正が行われた。当法人においても柔軟に対応し、地域包括ケアシステム推進の一翼を担えるよう努めていきたい。

今回の介護報酬改定率は0.54%のプラス改定となり基本報酬は多少改善されたものの、新たな加算の中には算定要件を満たすために医療機関又は配置医師と十分な連携を図らなければならないものもあるので、医療機関と直接の繋がりがない当法人にとっては、大きな壁となり、今後、医療との協力体制の強化が課題である。

介護人材確保に関する取組では、介護留学制度を利用し、昨年、ベトナム人介護労働者4名を内定したが、うち2名のビザが発給されず、本年度に来日するベトナム人介護労働者は2名となった。介護人材を安定的に確保するため、引き続き本年度も外国人労働者雇用を積極的に進めたい。

今回の介護報酬改定に伴い事務量が増え関係職員へさらなる負担が予想されるので、負担を軽減するため事務作業の一部にiPadを採用する等のIT化を進める事としたい。又、「働きやすい職場づくり」として仕事面では「働き方の見直し」を推進するため、グループウェアを使用したICT化により職員間の情報共有及び業務の効率化、合理化に力を入れ、人財力の価値を高め経営基盤の強化を図ることとしたい。

## 2, 事業（処遇）計画

### (1) 総務課

#### ①庶務係

##### ア 職員の配置計画

別添組織図のとおり。

##### イ 人材の育成及び職員の確保

○「職員資質の向上」を最重要課題とし、日頃の職員教育を強化する。また、外部研修への参加を計画的に進めるとともに、研修に参加した職員による報告会を充実させ、知識、技術を皆で共有する。

○資格取得職員を報賞する。

○介護支援専門員の資格維持に係る経費負担や現に介護支援専門員に従事する職員に対して講習参加を出張扱いにする等の支援を行う。

○職群別役割資格等級制度規程に基づく適切な昇給管理や介護職員処遇改善加算による処遇改善を行う他、「働きやすい職場づくり」による職場環境の整備を進め、離職率の低下に努めるとともに、新たな雇用の創出に繋げる。また、2025年問題に対応すべく外国人労働者の雇用を進める。

○事務作業を軽減するためiPadを採用し業務効率化を進める。

○介護業界のイメージを一新するような制服の導入を検討する。

##### ウ 職員の福利厚生

○ききょうの里親睦会が行う事業に協力するとともに、職員間の交流を促進する。

○専門機関に委託して健康診断及びストレスチェックを実施し、職員の健康管理に努める。

○衛生委員会を充実させ、職員の健康管理と事故の防止に努める。

##### エ 施設・設備の整備改善

○車両、機器及び施設の老朽化対策の推進（更新、修繕等）。

○沼田市の一斉清掃（春・秋）に合わせて施設周辺地域のゴミ拾いを実施する。

○施設周辺の整理・整頓と、草むしりや花の植栽等により環境美化に努める。

##### オ 災害事故防止対策

○広域消防本部、地元消防団及び近隣の方々の協力を得て消防訓練を実施する。

○地震等の天災による非常災害時訓練を実施する。

##### カ 地域交流、広報及びボランティアの受け入れ

○「横塚町夏祭り」に合わせて「ききょうの里夏祭り」を開催する。

○広報誌「ききょう便り」の紙面充実に努める。

○地域の人々との交流と利用者の生き甲斐を高めるため、ききょうの里とデイサービスセンター合同の作品展を開催する。

○ボランティアの育成を目指し、役員、評議員及び職員等を対象とした陶芸教室を継続実施する。

#### ②給食係

◆目標『安心・安全の美味しい食事作り』

- 原材料受入及び下処理・調理・配膳業務における品質・温度管理を徹底し、異物混入と食中毒の防止に努める。
- 季節を感じる行事食を取り入れ、食生活に変化や楽しみを持たせる献立作成を行う。
- 利用者の状況に合った食事形態を臨機応変に提供することで、口から食べることや自力で食べることを継続できるように支援していく。
- 介護報酬改定で新しく創設された加算がとれるように準備し、体制を整えていく。
- 個々の栄養ケアプランを作成し、他職種と連携して低栄養状態の改善を図り、高リスクゼロを目指す。

## (2) 施設福祉課（ききょうの里）

### ①相談係

#### ◆目標

『利用者や家族の思いに寄り添い、各関係者と連携をとり、信頼関係を築いていく。』

#### ◇具体的な方策

- 利用者の心身の状態を把握し、家族の意向に添い多職種との連携をしっかり行い「ききょうの里を選んで良かった」と思ってもらえるような支援をしていく。行事などにも参加して頂けるように連絡調整を行う。
- 利用者の生活歴や状態の把握につとめ、利用者・家族・職員が同じ想いで、その人らしい生活が送れるようなケアプランを作成する。
- 待機者の状態把握を頻繁に実施し、空床が発生した時には迅速な入所が出来るように、月1回の入所判定委員会を継続していく。
- 短期入所生活介護事業では、関係スタッフ間での情報共有を密にして、利用者及び家族の安心や家庭の事情を考慮した受け入れ体制を整えるとともに、再度利用したいと思ってもらえる支援を行う。

### ②第1施設介護係（従来型）

#### ア 介護職

#### ◆目標

『利用者が健康で安心安全に生活が送れるように、一人ひとりの望む生活を探り把握して援助する。』

『終末期を迎える利用者の看取りケアを実施する。』

#### ◇具体的な方策

- 看取りケア
  - ・看取りケアについて定期的に研修会を開いて知識を深め、職員一人ひとりが迷い無く実施出来るようにする。
- 身体拘束廃止
  - ・身体拘束について定期的に研修会を開いて知識を深める。
  - ・職員一人ひとりが身体拘束がもたらす弊害を理解し拘束しないケアを実施する。

- イベント、レクリエーション、コミュニケーション・
  - ・年間イベント計画を作成し、実施する。また、個別外出行事を企画立案し実施する。
  - ・レクリエーションの時間を作り、計画的に実施できるようにする。
  - ・日常生活の中で利用者とのコミュニケーションを「非常に大切なこと」と位置づけ、積極的に関わるようにしていく。
- 機能訓練
  - ・利用者の機能訓練内容を職員全員が把握するとともに、時間を確保して、毎日実施する。
  - ・利用者に合った移動器具の使用に努め、持てる力を活かして生活して頂く。
- 認知症ケア
  - ・認知症介護実践リーダー研修修了者を中心として認知症利用者の課題を探り、その課題解決のため、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達をスムーズに行う。また、技術的指導会議を定期的実施する。
- 食事
  - ・利用者の嗜好を探り、利用者に合った食事を提供して楽しんで頂く。
  - ・安全な姿勢を保った食事の提供に努めるとともに、利用者に合った食事用具の使用と利用者のペースに合わせた援助により、誤嚥事故の防止に努める。
- 口腔ケア
  - ・利用者の口腔の状態を的確に把握し、口腔診査や歯科往診に繋げる。
  - ・利用者一人ひとりに合った用具を使用して口腔ケアを実施する。
- 排泄
  - ・利用者一人ひとりの排泄パターンを探り、排泄時間や排泄用具を見直して利用者に合った排泄援助に取り組む。

### ③第2施設介護係（ユニット型）

#### ◆目標

『利用者に寄り添い、馴染みの関係や家庭的な環境作りを行い、一人ひとりの生活スタイルに合わせたケアを提供する。』

#### ◇ 具体的な方策

- ・利用者や職員との朝の挨拶から元気な声で接し、活気のある明るい雰囲気作りに努める。
- ・本人、家族からアセスメントを行い、今まで大事にしてきた暮らしにこだわり、その人に合った24時間シートを作成し、それに基づきケアを行う。
- ・各ユニット毎に特色を活かし、利用者と一緒に暮らしを豊かに楽しむ行事や、個別レクを行っていく。また、シフトパターンを増やし、行事などに対応できるようにしていく。
- ・「運営推進会議」で出された意見について職員間で話し合い、ケアの質の向上に活かしていく。

### 〈大空グループ〉

#### ◆目標

『介護が必要になっても、ごく普通の生活を送れるよう、個人のペースに合わせ、残存機能を活かしたサポートをしていく。』

#### ◇具体的方策

- ・ 利用者の生活のリズムに合わせ、朝の起床から生活習慣やこだわりを大切にしたい一日の流れを主体にした24時間シートを作成し、ケアを実践する。また、毎月の会議でフィードバックし、検討・改善していく。
- ・ 利用者が自分の住まいと思えるような環境作りを目指す。(利用者が暮らしやすいように、なじみの家具やその配置を工夫し、暖かみのある雰囲気を作る。)
- ・ 認知症の利用者の思いを考え、「もし自分だったら」という視点から、自分(職員)の思いを利用者の思いに重ね合わせることができるよう努力する。

### 〈大地グループ〉

#### ◆目標

『利用者がその人らしく楽しんで生活を送れる一年にしていく。』

#### ◇具体的な方策

- ・ 朝遅く起きてこられる方への食事を、給食係と相談しながら軽食や簡単な調理で提供できる環境作りをしていく。
- ・ 入浴や就寝は、希望に添った時間で対応できるよう、職員の配置を工夫する。
- ・ 季節に応じた行事を企画し、実践していく。昔懐かしいおやつ作りや、漬物作り等、利用者に教えていただきながら、職員も一緒に関わっていく。
- ・ 胃瘻の方への関わりを見直し、状態を見ながらリビングで過ごせるような環境を作っていく。また、行事にも参加していただき、手作りおやつの匂いや雰囲気を感じて頂けるようにしていく。

## イ 看護職(従来型・ユニット型共通)

#### ◆目標

『安全で安心な治療環境を、正確な実施により提供する。』

#### ◇具体的な方策

- ・ 内服薬：処方された薬剤は、適切な方法で管理し過誤なく確実に投与していく。ミスが発生した場合などは、原因を分析しミスが起こりにくい作業環境を提案・検討し再発防止に努めていく。
- ・ 外来受診：入所者が必要な診断、治療を受けることができるよう、状態変化を把握し望ましい治療機会の提供に努め、効果的な治療が継続するよう援助する。
- ・ 医療的処置：創傷処置や点眼、軟膏塗布、貼付薬、点滴、カテーテル留置、採血などの医療的処置は、医師の指示のもとに施設職員など他職種と情報交換を行い、内容の変更など常時見直すことで状態に合った処置を実施していく。
- ・ 情報共有：入所者各個人の治療内容を変更した場合にも、職員間の情報共有が滞ることのないよう周知していくとともに、情報の提示・記録の仕方も常により良

い方法を模索していく。

### (3) 在宅福祉1課

#### ① 通所介護係（ききょうデイサービスセンター）

##### ◆目標

『利用者が安全・安心して利用できる環境作り。』

#### ◇ 健康で楽しく、笑顔で利用していただくための各種取り組み。

##### ○入浴

- ・ 各職員が、入浴は清潔を保持し快適な生活を営む上で「非常に大事なこと」との認識を共有し、看護師によるバイタルチェック、滑り止めマットの活用、見守りの徹底により安全な入浴を実施する。また、温泉や変わり風呂の実施により快適な入浴環境を整える。

##### ○食事・口腔ケア

- ・ 各利用者に適した食事形態の提供と誤嚥予防への配慮により、気分良く安全に食事が出来るよう支援する。
- ・ 口腔内の清潔保持のため、昼食後の歯磨きを実施する。自分では実施が困難な利用者に対しては看護師がモアブラシを使用して支援する。

##### ○排泄

- ・ 失禁が多く見られる方の排泄パターンを分析し、グラフ化して職員が共有し、トイレで排泄が出来るよう支援する。

##### ○機能訓練

- ・ 機能訓練指導員が各利用者の機能訓練計画を作成し、これに基づいた訓練を継続して現状を維持、改善し、在宅生活の継続と生活の質の向上に繋げる。

##### ○行事・レクリエーション

- ・ 花見、新緑狩り、紅葉狩り、クリスマス、餅つきなどの季節毎の行事や誕生会、カラオケ大会などを実施し、楽しんで頂く。
- ・ 集団レクは、各職員が毎週交代で担当し、マンネリ化を防ぐとともに、手足を使ったゲームや頭を使う脳トレーニング、農作業など、趣向を凝らして楽しんで頂く。
- ・ 個別レクは、裁縫、陶芸、季節に合わせた作品づくりなどに取り組み、作品展に出品、展示して達成感を感じて頂く。

#### ◇ 職員意識の向上

##### ○苦情対応

- ・ 苦情が寄せられたときは、生活相談員が窓口となって「苦情処理マニュアル」に従って処理し、利用者、家族、関係者からの問い合わせに、いつでも対応できる体制を整える。

##### ○ヒヤリ・ハット報告の徹底

- ・ 小さな事でも疎かにせずに報告することを徹底するとともに、報告事項につい

ては原因を究明し、ケアの見直し、業務の改善に繋げる。

#### ○稼働率の向上

- ・ 稼働率の低下時は、その原因を究明して改善策を講じる。また、生活相談員は、他事業所のケアマネージャーとの緊密な連携に努め、信頼関係を構築することで利用者の獲得を目指す。

#### ○職員資質の向上

- ・ 職員全員が意識してストレスを感じない労働環境、楽しくて仕事のしやすい労働環境作りに取り組む。
- ・ 非常時、緊急時のマニュアルを再確認する機会を設け、敏速に対応できる体制を整える。
- ・ 外部研修に積極的に参加し、その報告を兼ねて内部研修を実施し、職員全員が専門性の向上とスキルアップを目指す。

### ②相談係（ききょうの里居宅介護支援事業所）

#### ◆事業方針

『各利用者の状況下に対し“柔軟な対応”をモットーとし、利用者、家族の自己決定に基づく在宅生活を継続できるよう、医療機関、各事業者間との情報の共有、連携を図り自立支援のための居宅(予防)介護支援を提供する。』

#### ◇ 事業目標

##### ○信頼される事業所づくり

- ・ 適正な介護給付と業務管理を常に心がけ、介護計画作成過程の習熟、秘密保持の厳守と契約に基づくサービス提供、権利擁護最優先の姿勢及び苦情への誠実な対応など、基本的な職業倫理を徹底する。
- ・ 国が進める「地域包括ケアシステム」、「総合事業」、「医療連携」の理念を踏まえ、その担い手としての自覚をもって各種介護保険サービスの利用をスピーディーに集約し、利用者個々人の「生活の安全保障」、「生活の質の充実」を目指す在宅ケアマネージャーの真摯な姿勢を意識して行動する。
- ・ その他介護情報の提供、介護支援専門員協議会活動や研究事業への協力、並びに地域包括支援センターからの介護予防計画作成依頼への協力及び困難ケースへの対応を図る。

##### ○持続可能な事業所づくり

- ・ 平成28年11月から常勤専任ケアマネが3名の体制になったため、積極的に新規利用者を受け入れ、要支援、要介護を併せて報酬請求ベースで前年度同様40件担当を目標とする。また、主任ケアマネの資格を取得し、特定事業所加算の算定が出来るよう努め、その他、「初回加算」や「退院・退所加算」等の各種加算についても適切に管理し1件あたりの単価を高める。

##### ○ケアマネの資質の向上

- ・ 対人サービスの究極の資産は「人」そのものであり、その「人間力」にある。知識だけでも経験だけでも相談援助はできない。上記目標を達成するためには、職員個々が、まず第一に公私ともに社会人としての基本的資質を高めることを

- 前提とし、その上で、介護支援に係る諸規程に基づく定例会等（月1回のケアマネサポート会議・県主催の研修など）に積極的に参加し、自己研鑽していく。
- ・ ケアマネ業務の一連の流れとしては、インテーク(初回面談)→アセスメント(基本情報の把握)→ケアプラン（計画書）の原案作成→担当者会議→ケアプラン完成→サービス開始、となる。その後、月1回訪問してモニタリング（状態・要望確認）を行っているが、その中で各サービス事業所間で緊密に連携して情報を共有し、担当する利用者の状態変化を早期に発見し、早期に対応していくことで、状態低下や重篤化の回避に繋げるとともに、個別記録の充実化を図っていききたい。
  - ・ 平成30年度の医療・介護保険制度改正に向けての理解を深め、利用者が安心してサービスを利用し在宅生活の継続ができるよう援助していく。

### ③沼田市在宅介護支援センターききょう

#### ◆活動方針

『70才以上独居高齢者の実態把握により地域ケアのニーズを把握し、24時間体制での相談窓口業務、専門性の高い個別援助、さらに民生委員を始めとする様々な社会資源との連携を図ることにより、地域ケア・ネットワークの潤滑剤となる。』

#### ○基本的な活動内容

- ・ 実態把握の実施。（70才以上独居高齢者のアセスメント、家族及び地域とのつながりを把握）
- ・ 24時間体制での相談受付及び送致、困難ケースへの対応。（介護支援専門員が対応できない経済問題や多問題事例に対して在宅介護支援センター相談員の専門性を発揮する。）
- ・ 各種申請代行、情報提供及び要支援者台帳作成。
- ・ 関係機関の相談員やケアマネ、民生委員との連携と情報共有。
- ・ 群馬県地域見守り支援事業を受託して実態把握と合わせて実施し、地域や様々な社会資源との連携を図りながら孤独死の未然防止に努める。

#### ○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ この事業は、市区町村主体で行う地域支援事業の一つで、65歳以上の方を対象にその状態や必要性に合わせて様々なサービスを提供する事業であるが、沼田市においても平成29年4月から本格始動となった。その中で沼田市から委託された「通所型サービスA」及び「通所型サービスC」を継続して実施していく。

#### ★通所型サービスA(ききょう健やかクラブ)の実施。

- ・ 運動及び交流を通じて、生活機能を向上させる。参加する事が楽しみと思えるように教室内容の工夫をしていく。

（定員15名、通年で毎週火曜日に実施。）

#### ★通所型サービスC(ききょう体操教室)の実施。

- ・ 運動及び口腔機能の向上、栄養改善・認知機能の低下予防、閉じこもり及びう



つ予防など、介護予防・生活支援として短期集中で複合的なプログラムを行う。

(定員15名、毎週水曜日に開催。20回を1コースとして実施)

○生活支援サービスの体制整備(市区町村主体で行う地域支援事業の一つ)

- ・高齢者が支援や介助が必要になっても住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、活動地域ごとに社会資源の開発、関係者のネットワーク化、地域のニーズとサービス提供主体のマッチング等を行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みをしていく。
- ・活動地域毎に勉強会を継続して行い、生活支援サービスの体制整備についての理解を深めてもらう。
- ・地域住民を中心とした話し合いの場(協議体)を設け、困りごとの把握や地域資源の共有を行いながら、地域住民が住み慣れた地域で生活を続けていくために必要な支え合いの基盤作りをする。

○自己研鑽

- ・沼田市及び地域包括支援センターと連携しながら、支援に必要な制度や行政サービス等の把握に努める。
- ・毎月行われる定例会に参加して情報交換を行うとともに、行政施策の動向を把握する。
- ・県地域包括・在宅介護支援センター協議会や群馬県社会福祉協議会が開催する会議に参加して情報収集、情報交換を行い、運営内容の向上に努める。

## (4) 在宅福祉2課

### ①第2通所介護係(ききょうデイサービスセンター岡谷)

◆目標

『信頼される事業所、くつろぎのある事業所づくりを目指す。』

○利用者処遇

- ・その人の意志(望むこと、したいこと)に添うように、また、「自分でやった」という達成感が得られるように配慮しながら援助する。
- ・その人の尊厳を保つため、立場を大切に介護に努める。
- ・その人の症状に合わせ、快適な時間が過ごせるように、好みの場所、座席の位置などに細かい配慮を行う。
- ・その人が「できること」に着目し、一人ひとりに合ったレクリエーションを取り入れる。
- ・個別ケアを充実させ、ゆっくりくつろげる環境を提供する。
- ・季節毎の地域行事や農作物を取り入れた昔を思い出すような行事を積極的に計画し、楽しむ機会の提供に努める。
- ・一人ひとりの様子を深く観察し、隠れている「望むこと」を探しだし、通所介護計画に反映させる。
- ・通所介護計画は、定期的に評価、見直しを行い、課題を分析してサービスの質の向上に努める。

### ○家族との連携

- ・家族の要望を把握して通所介護計画に反映させ、職員と家族が協力し合って利用者処遇を充実させる。
- ・送迎時間の調整、延長利用など、できる限り家族の希望に添える体制をとり、安心した利用が続けられるようにする。

### ○地域との交流

- ・地元の行事（夏祭り、ふれあい文化祭、運動会など）に積極的に参加し、交流を深める。
- ・地元の小、中学生の「福祉体験」を積極的に受け入れる。
- ・「運営推進会議」で出された意見等を現場で活かし、事業所の改善、発展に繋げていく。

### ○信頼される事業所づくり

- ・職員一人ひとりが認知症に対する知識、技術を更に高め、他の同種の事業所では対応困難なケースであっても「ここなら大丈夫」とケアマネージャーに言われるような事業所づくりを目指す。

### ○事業所の安定運営

- ・年間稼働率65%以上を目指す。
- ・毎月のサービス提供実績を各居宅介護支援事業所に出向いて届け、ケアマネージャーと顔の見える関係を築く。
- ・「ききょうデイ岡谷便り」を年6回発行し、特色のある取り組みを紹介して地域に開かれた事業所にするとともに、定期的にパンフレットを配布し、新規利用者の紹介に繋げていく。

## ②訪問介護係（ききょうヘルパーステーション）

### ◆目標

『誠実と信用をモットーに、長年培ってきた経験とチームワーク力を活かし、信頼される事業所づくりを目指す。』

### ◇事業所体制について

#### ○介護報酬改定への対応

- ・自立支援、重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から身体介護に重点を置く改定となった。（単位数：身体介護…微増、生活援助…微減）
- ・身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」が明確化されたことから、生活援助に関する考えを見直し、自立支援を目的とした身体介護につながるようチーム全体で取り組む。
- ・省令改正により、サービス提供責任者の役割が明確化された。各居宅介護支援事業所と適切に連携をとり、情報共有を図っていく。
- ・特定事業所加算(Ⅱ)を取得し（基本単位の10%）、安定した事業運営ができるよう体制を整える。

#### ○人材の確保と育成

- ・新たに、生活援助中心型サービスに従事することができる研修課程（59時間）

が創設される。新研修終了者についても採用につなげ、人材確保できるようにする。

- ・長年の経験を持つベテランヘルパーが、力を発揮しながら仕事が続けられる環境を整え、また、次を担うヘルパーをチームで育てていく体制を作る。

#### ◇サービス内容の向上について

##### ○サービス提供体制

- ・新規の訪問依頼や、退院・退所時のサービス再開は速やかに調整し、連携をとりながら迅速にかつ柔軟に対応する。
- ・利用者が望む在宅生活を支援するため、定期的なモニタリングや個別のカンファレンスを行い、サービスに反映できるようにする。
- ・毎月の定例会議や日々の業務の中で、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項等の伝達、意見交換を行い、職員間の情報共有と意識統一を図り、チーム全体でサービスの質の向上に努める。
- ・ICT化に向け、整備書類等の記録方法や情報共有・伝達の方法を見直す。

##### ○職員研修・協議会活動

- ・職員ごとに目標を定めた個別の研修計画を作成、実施して、スキルアップを図る。
- ・事業所内研修では、外部から講師を依頼するなど充実させるとともに、事業所外研修にも積極的に参加し、報告会や伝達講習会を行い、知識、技術の共有を図る。
- ・県ホームヘルパー協議会に入会したので、研修会への参加の他、情報交換を積極的に行い連携を図っていく。